

## 介護医療院の開設許可について

### (1) 介護医療院の概要

平成 30 年 4 月より創設された「介護医療院」は、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

### (2) 開設許可に係る手続きについて

介護医療院の開設にあたっては、介護保険法第 107 条の規定により、都道府県知事（事業所が富山市内の場合は富山市長）の許可を受ける必要があります。開設許可の主なスケジュールは以下のとおりです。

- ①事前相談（開設予定日の 2 ヶ月以上前まで）
- ②申請（開設予定日の 1 ヶ月以上前まで）※申請に必要な書類は別添のとおり
- ③書類審査及び現地確認
- ④指定、公示

### (3) よくあるご質問

①平成 29 年度集団指導資料に、療養室が多床室の場合は、「プライバシーに配慮した環境になるように努めること」とあるが、カーテンで仕切るだけでよいか。

⇒カーテンのみで仕切られている場合は、プライバシーの十分な確保とはいえない。家具、パーティション、カーテン等の組合せにより室内を区分することで、入所者同士の視線等を遮断し、入所者のプライバシーの確保することが必要である。

②病院等から介護医療院へ転換する場合、施設名称は「〇〇病院」のままでよいか。

⇒病院等からの一部転換の場合は、施設名称中に「介護医療院」という文字を使用する必要があるが、病院等に類する文字を引き続き用いてもよい。

（例：「〇〇病院介護医療院」、「介護医療院△△クリニック」等）

また、名称を表示する際には、フロアマップ等の館内表示等において、医療機関と介護医療院との区分を可能な限り明確にすることとするが、看板等で明示することまでは求めない。（病院等からの全部転換の場合は別途要件あり）

### (4) その他

厚生労働省ホームページに、介護医療院に関する資料や基準等が掲載されておりますので、ご参照ください。また、開設を考えている方向けのコールセンターが開設されましたので、ご活用ください。

<厚生労働省「介護医療院について」>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196478.html>